

■鎌倉路町緑地実施設計(案)市民説明会での意見とその対応方針【平成24年3月7日市役所において】

	項目	市民説明会での意見	市民説明会での説明(⇒:対応方針)
1	園路	動線の用途について「準主動線」の主な利用形態の中で介助者不要とあるが、介助者必要の誤りではないか。	「記載の誤りのため訂正します」と説明しました。
2	園路	主動線の高さは16cmか。	「現地盤の上に6cmの土系舗装をし、10cm掘り下げて路盤を設置する構造になっています。一方、舗装構成は土系舗装と路盤で16cmですが、湿地に隣接している一部の園路で高さが低く冠水している等の箇所については盛土を行い、16cmプラスアルファの高さになります」と説明しました。
3	園路	主動線の変更があったが再検討をお願いしたい。計画案は畑や道具置き場にかかるので通りにくく湿地帯にはタコノアシが群生しており、そこを整備することでそれら貴重種を傷つけかねないし、また、経費もかかるし、構造が不安。ストック池2と園庭の境を通過してのり面を利用した案を提案したい。開園後湿地への不要な立入を防止することもできる。	「環境への負荷、費用比較を行い検討します」と説明しました。 ⇒環境負荷、谷戸景観に配慮し、池②を迂回するルートとしました。
4	園路	なるべく景観を変えないように工事も進めて欲しい、主動線については計画の位置だと、景観がだいぶ変わらと思うので再検討してほしい。	「参考とさせていただきます」と説明しました。 ⇒現状から土地を大きく改変させずに整備することとしました。
5	園路	動線計画において、あらい坂については現状の景観を活かしクサリなどの整備に留めた計画を提案します。	「洗い坂については既存のルートを活用し整備につきましてもクサリ場を整備し極力現状を改変しない形での計画となっています」と説明しました。
6	園路	入口から広場にかけて川を横断する箇所については計画だと、管路を延長して河川上に盛土することとなっている。実際の工事の際は既存の管も掘削して入れ替えるのか。また、その期間中は通行ができなくなるのか。	「既存の管路については入れ替えを行います。動線については、仮設道路などを設置し期間中の通行が可能な形で整備を行います」と説明しました。
7	池	ストック池2の取水、排水場所が分からない。	「2系統から取水する計画です。ひとつは既存の畑側からの水路、2つ目は田んぼからの水をストック池2上流部から護岸を通過し取水します。護岸については防水シートの高さを変えることで取水できます。排水については既存水路を經由し御所川へ放流します」と説明しました。 ⇒(P24参照)
8	池	ストック池4の取水、排水場所が分からない。	「二本橋を經由し護岸から取水するルートと既存の河川に堰を設け取水する計画です。排水については下流に設けた堰、護岸から放流することとなります」と説明しました。
9	池	大雨の時に土砂が流入してしまったら、どのように復旧するのか。	「堰によりストック池の水面を調整して浅くすることにより人力で土砂をしゅんせつすることができると思っています」と説明しました。
10	池	防水シートの強度について。	「シートの上に30cmの覆土を行うことで、直接シートには触れない構造にしています。また、シートの特性から植物の根による穴が開く程度であれば、その部分が膨張して止水効果は保てます」と説明しました。
11	池	ストック池4は付近を子供がよく通るため、水深90cmは深すぎるのではないかと。ストック池4は管理事務所からも離れるため目が行き届かない可能性がある。	「水深は再検討します。30~60cmの境に丸太杭を設置して視覚的に立ち入りを抑制しますが、園路に接している箇所については柵等の何らかの対策を検討します」と説明しました。 ⇒水深は30、60cmとした。園路に隣接する箇所にロープ柵を整備することとしました。
12	池	・水深90cmの根拠はありますか。	「基本設計におけるヨシが生えない深さ90cmを参照しています」と説明しました。
13	池	ストック池を整備することには反対しないが、あまり手を加えたといった感じにならないかたちで、且つ動物が流れてきたときに最後のセーフティネットとなる機能を果たせるような池にしてほしい。	「ご意見を参考とさせていただきます」と回答しました。

■鎌倉路町緑地実施設計(案)市民説明会での意見とその対応方針【平成24年3月7日市役所において】

	項目	市民説明会での意見	市民説明会での説明(⇒:対応方針)
14	管理事務所	集会スペースの利用目的を聞きたい。また、地域住民の集会場所として利用可能か。	「管理・運営に必要な施設で、保全管理のための会議等で使用することが目的です。都市公園法上、公園利用目的以外で使用することはできません」と説明しました。
15	管理事務所	屋根の軒の大きさは?	「90cmです」と説明しました。
16	管理事務所	屋根の大きさは変更可能か?	「設計が完全に確定しているわけではないのでまだ変更可能です。ただし、計画では屋根の高さを低く設定し、勾配も緩くしています。また極力軒を広くとのことなので90cmを計画しました。計画の軒の端が低い位置にあるので、これ以上軒を伸ばすと人に当たるなども考えられるので、屋根の形状、勾配も再検討する必要があります」と説明しました。 ⇒一部軒を150cmとしました。(P14参照)
17	管理事務所	説明によると建物は既存倉庫と管理棟とのことだが、それ以外にも建物は建つのか?現在使用している物置の中身を全て倉庫に収めるのか?	「ほかには整備しません。既存の物置の活用については今後検討していく保全管理方針の中で必要となればそのまま利用していただきます。建物については倉庫と管理事務所のみです」と説明しました。
18	管理事務所	管理棟の計画位置に現在大きな木があり、木の下ベンチは子供達の憩い場である。そこを残してほしい。従って、管理棟の位置は木を切らない位置として、倉庫についても木の反対側に整備していただきたい。	「計画では管理事務所の裏、倉庫の間に一定のオープンスペースを設けそこを替わりに活用できる形を考えています。樹木は伐採しません。ただし、枝払い等の可能性はあります」と説明しました。 ⇒倉庫移設先を変更し、現状スペースを確保することとしました。
19	管理事務所	倉庫の位置を現在の計画から管理事務所を挟んで反対側に整備することはできないのか。	「倉庫の配置位置については谷戸を見通す景観に配慮した位置といった観点もあり計画の位置で考えています。詳細位置については現地にて検討していきたい」と説明しました。 ⇒倉庫位置については、広場から一段低い現状畑の横としました。(P15参照)
20	管理事務所	倉庫の外壁を緑や茶色に塗るのはどうか。	⇒谷戸景観に合ったデザインの外装としました。
21	管理事務所	レイアウトはボランティアの意見等を聞いて柔軟に対応してほしい。	⇒今後の保全活動状況に応じ、実施設計において策定した施設整備の見直しを行い、協議することとしました。
22	管理事務所	管理事務所のレイアウトや倉庫を含めた配置位置をワークショップを通じて今後検討することはできるのか。	「準備会、検討会、ワークショップはあくまでも管理運営方針を定める場と考えているのでレイアウトや配置についての検討は行わないと考えています」と説明しました。
23	管理事務所	入口は住宅地に隣接しているので植栽の密度を現在の計画より濃くして近隣へより配慮した内容で再検討していただきたい。	「植栽密度について再検討します」と説明しました。 ⇒密度を濃くしました。
24	管理事務所	景観への配慮といった観点では、基本設計における位置が望ましいと思えるが、もし一部の反対意見によって断念せざるを得ないとしたら、理解を得る試みを行うべきではないか。最初から宅地側を諦めているように思える。	「倉庫を建てる際に、近隣の方から反対意見があり宅地側での設置を断念した経緯があります。こうしたことから、管理事務所配置を計画する際、近隣の方へ配慮した計画としました。本来、施設を整備しないことが景観に最も配慮した形であると思いますが、今後の活動に必要な施設として認識していることから、必要最小限の規模とし、近隣へも配慮した計画としている旨ご理解いただきたい」と説明しました。
25	管理事務所	近隣の方からの反対意見はどのようなものか、宅地側に管理事務所を配置することは容認度の範囲内ではないかと思うが。	「施設整備するにあたり、少数反対意見に対しても対応する必要があり、そうした対応を含めた計画であることをご理解いただきたいと思えます。基本的には宅地付近に人が集まることを懸念されていると認識しています」と説明しました。

■鎌倉路町緑地実施設計(案)市民説明会での意見とその対応方針【平成24年3月7日市役所において】

	項目	市民説明会での意見	市民説明会での説明(⇒:対応方針)
26	管理事務所	近隣住民と再度話し合いを行い管理事務所配置位置を再検討していただきたい。	「先日、直接近隣住民には説明済みで納得いただいています。管理事務所配置計画位置は用途地域の内住宅専用地域となっており、倉庫、管理事務所の場合はその目的にそぐわない建物となり、建設する際は、特定行政庁から建築許可を取る必要があります。その際は近隣の意見を求めるための公聴会を開催しその結果をもって建築審査会に諮る必要があります。その中で、例えば、近隣住民の内一軒でも建設に反対があった場合不許可となる場合もあります。過去に今の倉庫を建設した際に公聴会を開催しましたが、反対意見が多数で、審査会への諮問を断念した経過があり、それらを踏まえると宅地側は無理であると判断しました」と説明しました。
27	管理事務所	作業スペースはどこか。	「作業場は建物外周部、倉庫との間を活用していただく計画です。今後必要になれば、簡易的なテントや軒下から張り出し屋根等の設置も考えています」と説明しました。
28	管理事務所	足洗い場を作ってほしい。	「足洗い場は管理事務所と倉庫の間に整備する予定です」と説明しました。
29	水田・湿地	湿地環境の整備は具体的にどのような工事なのか。	「水路の整備等、植物等の堆積物除去等です」と説明しました。
30	その他要望等	今後の利用者人数の想定などがあれば伺いたい。	「利用者数を想定してトイレの規模については利用者数を想定し、穴数を決めています。基本的に保全型の公園であるので、大人数の利用者は想定しておりません」 ⇒基本計画における「適正利用者の想定(基本計画P23参照)を参考としました。
31	その他要望等	仮称となっている場所は名前を定めるのか。利用する中で場所が特定されたほうが良い	「皆さんと合意形成ができれば仮称を取っても構わないと考えています。例えば鎌倉広町緑地といった名称についても改めてネーミングライツなどにより愛称を募集することも考えられます」と説明しました。
32	その他要望等	現在の景観を変えないように工事を進めてほしい。	「貴重なご意見ありがとうございます。景観に配慮して工事させていただきます」と説明しました。
33	その他要望等	p35の記載内容が分かりづらい。記載によると区分等の区域、地区毎に場所を分けてワークショップを開催し、保全管理方針を決めるとあるが、その後の管理運営組織についてはこれらワークショップを集約した一つの管理運営組織となるとの解釈でよいか。	「ワークショップで決めたことを集約するのが検討会の場となります。その中で、グループ毎に管理する方法やいくつかのグループが一つにまとめる事など様々なパターンが考えられます」と説明しました。 ⇒維持管理方法、管理運営方法については開園までの課題として、実際に保全活動を行い、現地を熟知している方々を中心とし、近隣住民等からの意見を踏まえ策定することとしました。(P39参照)
34	その他要望等	ボランティア活動はそれぞれの活動が密接に関係しており、切り離して考えるべきではないと考えている。P35の記載内容からは、管理運営組織が個別に組織されるのか、あるいは一つに統合して組織されるのか読み取れない。	「様々な形態が考えられますが、あくまで主体的に保全管理方針等を決めていくのは皆様であると考えており、市は検討に必要な資料提供等を行う役割であると考えています。全体としてリンクしていくモニタリングの成果を公表したり、意思統一を図る場が検討会であり、検討内容を全体の方針に反映させるとイメージです」と説明しました。 ⇒維持管理方法、管理運営方法については開園までの課題として、実際に保全活動を行い、現地を熟知している方々を中心とし、近隣住民等からの意見を踏まえ策定することとしました。(P39参照)
35	その他要望等	駐車場、駐輪場を広く確保してほしい。	「基本構想から、利用者は徒歩及び自転車を利用し、利用者用駐車場を確保しないという方針があります。都市計画決定の際、駐車場を整備することとした際、主要道路から計画地までの間の道の両側に歩道を設けることなどの指導がある場合があることから、広町緑地については一般者向けの駐車場は整備しない方針で国や県と協議を行っていることから、3台の計画でご理解いただきたいと思います」と説明しました。 ⇒身障者用、管理運営・維持管理用として、御所谷入口に3台、浄化センター、七里ヶ浜東、七里ヶ浜入口毎に各1台ずつ整備することとしました。

■鎌倉路町緑地実施設計(案)市民説明会での意見とその対応方針【平成24年3月7日市役所において】

	項目	市民説明会での意見	市民説明会での説明(⇒:対応方針)
36	その他要望等	雨乞池の湿地について水深30cmでは浅すぎると思う。	「ストック池の標準断面は30cmと表記していますが、p23が一番浅い場所で60cmにしています。深さについては検討します。雨乞池の湿地の標準断面を記載します」と説明しました。 ⇒標準断面を記載しました。(P23、25参照)